

いじめ防止のための基本的な方針

千葉県立流山高等学校

本校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

1 基本方針

◆いじめの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けた（インターネットを通じて行われるものを含む）ことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものである。

◆いじめ防止対策の基本姿勢

本校では、全ての職員が「いじめは、どの生徒、どのクラスでも起きうることである。」という認識のもと、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育むため、いじめ防止等のための基本方針を以下に定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であると重きに捉え、いじめを絶対に許さない学校作りに全職員で努める。
- (2) 早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のため被害生徒の立場に立ち、安全を保証し、校内だけではなく各関係機関とともに連携を図りながら解決に努める。
- (3) 生徒一人一人の意識を高め、お互いを尊重し合う心を育む教育活動を行う。
- (4) 加害生徒に対しては、毅然とした対応と根気強い指導を行う。
- (5) 十分な説明責任を果たし、家庭との連絡・協力・理解を得ながら事後の指導にあたる。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織

◆いじめ対策委員会

- ・ 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教育相談係（各学年1名）・スクールカウンセラー（必要に応じて外部関係機関専門者を含む）・養護教諭で構成する。
- ・ 定例として、学期1回実施し、必要に応じて、適宜委員会を開催し、いじめ防止に関する会議等を行う。

◆特別支援委員会

- ・校長・教頭・学年主任・教育相談係（各学年1名）・特別支援教育コーディネーター・養護教諭で構成する。
- ・学期に1回程度、各学年の生徒の情報交換を行い、個々の生徒の指導方針等を検討する。いじめに関する事案があれば、いじめ防止委員会の開催を要請する。

3 いじめに関する取り組み

(1) いじめ未然防止について

- ・「いじめゼロ宣言」のポスター・チラシ等を活用し、生徒・保護者・教員でいじめを絶対許さない学校作りに努める。
- ・道徳教育・人権教育・特別活動を通して、規範意識や暴力や暴言のない良好な人間関係を築けるような教育活動をLHRや全校集会を活用して行う。
- ・生徒会を中心に月1回のマナーアップ・挨拶運動を行い、挨拶の絶えない雰囲気作りに努める。
- ・職員の言動がいじめへつながらないように共通理解・意識し、細心の注意をはらうよう呼びかける。
- ・外部講師を招き、生徒・職員の研修の場を設け、意識向上を図る。
- ・安定した日常学校生活（授業・特別活動）の充実を図る。

(2) いじめの早期発見について

- ・いじめの定義に従い、いつでも起こりうるものであるという認識を全職員が認識し、日常の学校生活にあたる。
- ・定期的(学期に1回)にアンケート(インターネットに関するいじめも含めたもの)を実施し、生徒の声・実情を把握し、面談等を行い、対応する。さらに被害者に圧力がかからないように細心の注意をはらい、実施する。
- ・県のネットパトロールを活用し、指導にあたる。
- ・保護者との情報共有を図り、学校での生徒の言動に注意をはらいながら、家庭との協力の上、良好な人間関係の構築に努める。

(3) いじめ相談・通報について

- ・各学年の教育相談係・担任・養護教諭を窓口とし、生徒にいじめゼロ宣言にある「話す勇気」を理解・実行させ、被害者の立場に立って相談にのり、対応する。
- ・学校外の相談窓口として、流山市青少年指導センター内の相談室・流山市教育委員会指導課の教育相談室・流山市のいじめホットライン・かしわ地域若者サポートステーション相談窓口などを利用して、助言・指導を頂きながら対応する。

(4) いじめを認知した場合の対応について

- ・被害者生徒・保護者の立場に立ち、詳細な事実確認をし、情報収集を行う。
- ・生徒指導部・設置委員会が協力し、的確な対応方法を協議し、学校として組織的に対応する。
- ・被害生徒・加害生徒及び両方の保護者に対して、十分な責任説明をし、その上で行為の善悪を指導・理解させる。
- ・万が一法律に触れる事案の場合は、警察に相談・協力を求め、対応していく。
- ・必要に応じて、外部の関係専門家・機関に協力を要請し、対応する。
- ・事後指導を充実させ、解決後も生徒・家庭と面談・連絡をとりながら指導していく。

(5) いじめに対する指導について

- ・加害生徒に対して、設置委員会・生徒指導部で協議し、特別な指導原案を作り、全職員の理解を得、指導にあたる。
- ・被害者の辛さを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・担任は、加害生徒・被害生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したり、継続して生徒の成長を見守る。
- ・関係した生徒の情報を教員間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教員から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。
- ・生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関との連携を図る。

(6) 重大事態への対処について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、法律に触れる事案の場合は、警察に相談・協力を求め、対応していく。
- ・学校内及び教育委員会への報告、連絡は、下記の通りである。
 - ◆発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
 - ◆校長→学校安全保健課（安全班）043-223-4091
→指導課（生徒指導）043-223-4054→教育長043-223-4003→知事（県庁代表）043-223-2110
- 一報後に改めて文書による報告を行い、必要に応じて、警察等関係機関（流山警察署04-7159-0110）にも通報する。

(7) 公表・点検・評価等について

- ・学校いじめ防止基本方針を本校ホームページに公表し、保護者・地域を含めて防止活動に努める。

- ・学校内においては、各学期にいじめに関するアンケートを実施し、生徒がいじめに対して教職員が、発見・心配・適切な早期対応を心掛けているという雰囲気伝えていくことに全力をあげて取り組んでいく姿勢を示す。
- ・本校において、ここ数年アンケートを実施している中、重大な事態もなく、大きな問題も発生していない状況である。しかしながら、些細な問題もあり、担任・学年主任中心に面談を実施し、問題把握・対応を迅速かつ適切に進めている。
- ・今回示した本校のいじめ防止基本方針についても現状を把握し、より本校に適した内容の方針にしていくべき、職員会議・生徒指導部会議で議論を重ねていく方向である。